

第2号様式

(入札の公告)

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部公告第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年10月14日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長 小高 咲

1 入札に付す事項

- (1) ア 契約の目的の名称 令和7年度中央水産試験場施設暖房用燃料の購入契約
1リットル当たりの単価
イ 数 量 調達予定数量 47,000リットル
(2) 契約の目的の仕様等 燃料の種類・規格 A重油（JIS規格1種2号）
(3) 履行期限（契約期間） 契約締結の日から令和8年3月31日まで
(4) 納入場所（履行場所） 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 水産研究本部
中央水産試験場（管理棟及び飼育棟並びに実験棟）

2 入札に参加する者に必要な資格

令和7年10月14日地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部公告第530号に規定するの資格を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年10月14日から令和7年11月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 046-8555 北海道余市郡余市町浜中町238番地
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
水産研究本部 総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所 北海道余市郡余市町浜中町238番地
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
水産研究本部 総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道余市郡余市町浜中町238番地
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 水産研究本部
中央水産試験場 3階セミナー室
(送付による場合は、総務部総務課)

- (2) 入札日時 令和7年11月14日(金)午後2時
(送付による場合は、令和7年11月12日(水)午後4時必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認める。

9 落札者の決定方法

取扱規則第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項により定めた予定価格(1リットル当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1リットル当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 入札説明の日時及び場所

ア 日時 随時

イ 場所 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 水産研究本部 総務部総務課

(6) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 水産研究本部総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 046-8555 北海道余市郡余市町浜中町238番地

ウ 電話番号 0135-24-7451

(7) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(8) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(11) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(12) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1リットル当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）の位まで記載すること。

(13) 契約単価の変更

契約単価の変更については、契約書第3条第2項の別記「契約単価の変更に関する特約事項」によるので、特約事項の内容を承知した上、申請を行うこと。

(14) 契約単価の変更に関する特約事項

別記「契約単価の変更に関する特約事項」の第2の1に掲げる「当初月の市場価格の基準日」については令和7年11月第1週の価格調査公表時点とする。また、第2の5の(1)に掲げる「当初月のC I F 価格の基準日」は令和7年10月分速報公表時点（令和7年9月下旬及び令和7年10月上・中旬）とするので、留意すること。

(15) その他

この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。